

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

本公示に係る見積合わせは、当該業務に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達  
がなされることを条件とする。

令和6年2月19日

支出負担行為担当官

熊本防衛支局長 野崎 清隆

### 1 業務概要

(1) 業務の名称 鹿屋(6)施設最適化総合設計

(2) 業務内容 本業務は、以下の施設に係る建築・機械・電気・通信・土木の基本設計、実施設計等及び交渉等技術資料作成業務(各施設の詳細及び業務内容は、特記仕様書による)を行うものである。

#### 【鹿屋航空基地】

(建替施設(建替後の施設))

- ・格納庫新設(平屋建て 延べ面積約6,700m<sup>2</sup>)、(平屋建て 延べ面積約4,700m<sup>2</sup>)、(平屋建て 延べ面積約8,300m<sup>2</sup>)、(平屋建て 延べ面積約5,200m<sup>2</sup>)、(平屋建て 延べ面積約4,600m<sup>2</sup>)
- ・倉庫新設(平屋建て 延べ面積約5,400m<sup>2</sup>)
- ・教場新設(平屋建て 延べ面積約1,000m<sup>2</sup>)
- ・整備場新設(平屋建て 延べ面積約2,300m<sup>2</sup>)
- ・整備場/倉庫新設(2階建て 延べ面積約4,400m<sup>2</sup>)
- ・隊庁舎新設(4階建て 延べ面積約6,300m<sup>2</sup>)
- ・体育館/食堂新設(3階建て 延べ面積約7,700m<sup>2</sup>)
- ・射撃場新設(平屋建て 延べ面積約1,700m<sup>2</sup>)
- ・上記以外の1,000m<sup>2</sup>未満の建物 計67棟、計約1,900m<sup>2</sup>

(改修施設)

- ・隊舎改修(4階建て 延べ面積約3,600m<sup>2</sup>)、(4階建て 延べ面積約4,200m<sup>2</sup>)、(5階建て 延べ面積約5,200m<sup>2</sup>)
- ・局舎改修(平屋建て 延べ面積約1,200m<sup>2</sup>)
- ・整備場改修(平屋建て 延べ面積約1,000m<sup>2</sup>)、(平屋建て 延べ面積約1,200m<sup>2</sup>)
- ・史料館改修(2階建て 延べ面積約2,500m<sup>2</sup>)
- ・教場改修(平屋建て 延べ面積約1,000m<sup>2</sup>)、(2階建て 延べ面積約1,100m<sup>2</sup>)、(3階建て 延べ面積約1,900m<sup>2</sup>)、(2階建て 延べ面積約1,800

m2)

- ・管制塔改修（8階建て 延べ面積約2,100m2）
- ・格納庫改修（2階建て 延べ面積約9,700m2）、（平屋建て 延べ面積約11,000m2）
- ・倉庫改修（平屋建て 延べ面積約1,000m2）
- ・庁舎改修（平屋建て 延べ面積約6,800m2）
- ・上記以外の1,000m2未満の建物 計71棟、計約15,000m2

**【高隈山局舎】**

（建替施設（建替後の施設））

- ・局舎新設（2階建て 延べ面積約100m2）

（改修施設）

- ・局舎改修（鉄筋コンクリート造3階建て 延べ面積約200m2）

**【根占受信所】**

（建替施設（建替後の施設））

- ・油脂庫新設（平屋建て 延べ面積約10m2）

**【串良送信所】**

（改修施設）

- ・1,000m2未満の建物 計5棟、計約1,000m2

**【横尾岳局舎】**

（改修施設）

- ・局舎改修（鉄筋コンクリート造平屋建て 延べ面積約100m2）

**【福山無線中継所】**

（建替施設（建替後の施設））

- ・局舎新設（平屋建て 延べ面積約90m2）

**【各地区共通】**

- ・仮設一式、建物付帯一式、解体一式
- ・基地内幹線ユーティリティー一式に係る総合設計
- ・本業務は、発注者が別途契約する工事の優先交渉権者の技術提案、技術情報等を、発注者の指示に基づき設計に反映させる技術提案・交渉方式の適用業務である。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年3月15日まで

ただし、鹿屋航空基地の航空管制関連施設の整備及び灯具の換装に係る設計については令和6年11月30日まで、串良送信所の通信関連施設の整備に係る設計については令和7年3月15日までとする。

(4) 本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない見積合わせ手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、業務説明書による。

- (5) 本業務は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (6) 本業務は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格があると認められた者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の内容とヒアリングの評価の結果、最上位1者を技術的に最適なものとして特定する。なお、特定者が辞退した場合は、次順位の者と同様の手続を行い、以降見積合わせに応じる者が特定されるまで次順位以降の者と同様の手続を行う。

## 2 参加資格、選定基準及び評価基準

### (1) 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年2月19日付支出負担行為担当官熊本防衛支局長）に示す手続に従い、鹿屋（6）施設最適化総合設計に係る共同体としての競争参加の資格の通知を受けている者であること。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、単体又は共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る「A」の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望していること。共同体の代表者以外の構成員は、「建築業務」、「土木業務」、「電気業務」、「機械業務」又は「通信業務」のいずれかにおいて「B」以上の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

エ 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、熊本防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

オ 単体又は共同体の代表者は建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

カ 同種業務の実績を有すること。

キ 参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係又はそれらと同視しう

る関係がないこと。

ク 配置予定管理技術者について公示日の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係があること。

ケ 配置予定管理技術者の資格が適正であること。

コ 配置予定管理技術者は同種業務の経験を有すること。

なお、共同体においては、配置予定管理技術者は代表者たる構成員から選出することとし、代表者たる構成員が共同体として競争参加資格を申請し、担当する業種と同一業種の技術者とする。

カ 令和6年2月19日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定又は選定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ10件未満であること。ただし、令和6年2月19日現在の手持ち業務に熊本防衛支局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、金額は対象外とする。また、令和6年5月24日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式又は企画競争方式における特定又は選定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務（防衛省以外の発注者（国内外問わず）のものも含む。）をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

また、手続開始の公示日までに引き渡し完了する予定であった業務が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、手持ち業務とみなさない。

シ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

ス 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

セ 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、単体においては次の(ア)又は(イ)、共同体においては次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 再委託の内容が、主たる部分の場合

(イ) 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

(ウ) 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

- ア 企業の実績
- イ 配置予定管理技術者の経験
- ウ 業務実施体制の妥当性

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

- ア その他（ワーク・ライフ・バランス等推進企業評価等）
- イ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
- ウ 特定テーマに対する技術提案

※技術提案については、鹿屋航空基地の特性及び同地区の地域特性を踏まえたものにする。

- 1 「発注者との適時適切な情報共有の方法及び手戻りを生じない設計の進め方の工夫について」
- 2 「多数の建物の設計を設計期間中に集中して着実に実施するための体制について」

### 3 手続等

(1) 担当部局

〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1-1-11

熊本防衛支局 総務課 契約室

TEL 096-368-2174

FAX 096-368-0512

メールアドレス ks-km-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp

(2) 説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和6年2月19日から令和6年4月1日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後5時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp/>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF

申請書類 : word、Excel

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意する。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ事前にその旨の連絡を入れると共に「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、持参、郵

送又は託送により提出する。

なお、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、九州防衛局ホームページより入手可能である。(https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/kensetsu/kyoutuu/syoshiki/00\_syoshikiindex.htm)

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年3月5日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。また、紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。詳細は業務説明書による。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年4月2日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。詳細は業務説明書による。

#### 4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行熊本市内代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行熊本市内代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 熊本防衛支局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 特定後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 技術提案書のヒアリングを行う。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(7) 上記2(1)イに掲げる級別の格付を受けていない者も上記3(3)の参加表明書を提出することはできるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書を提出する時点において、級別の格付を受け、技術提案書の提出者に要求される資格を有していなければならない。

(8) 詳細は業務説明書による。